

## 平成 17 年度通常総会 開催！

当推進協議会の平成 17 年度通常総会が、去る平成 17 年 6 月 30 日、神戸市教育会館大ホールにおいて、環境省地球環境局環境保全対策課フロン等対策推進室 松下室長補佐を迎えて開催されました。

ここでは、その概要を報告します。

### <平成 17 年度通常総会 概要>



1. 日 時 平成 17 年 6 月 30 日 (木) 13:30 ~ 15:30
2. 場 所 神戸市教育会館 大ホール
3. 出席者

出席者	54 会員	(50 名)
委任者	210 会員	
計	264 会員	

規約上必要な定足数 232 (総会員数 463 の 1/2 以上)

### 4. 議 事

#### (1) 議案

- 第 1 号議案 平成 16 年度事業報告並びに収支決算に関する件
- 第 2 号議案 平成 17 年度事業計画に関する件
- 第 3 号議案 平成 17 年度収支予算に関する件
- 第 4 号議案 役員を選任に関する件

#### (2) 報告事項

- 報告事項 1 会員の入会に関する件
- 報告事項 2 平成 17 年度フロン回収促進計画に関する件

## 5. 結果

- (1) すべての議案について、出席会員全員の賛成により承認されました。
- (2) 報告事項についても、出席会員全員により承認されました。

## 6. 特別講演

平成17年度通常総会終了後、下記の方から特別講演をいただきました。

- (1) 「フロン回収推進方策の検討結果等について」

講師：環境省地球環境局環境保全対策課フロン等対策推進室  
室長補佐 松下高志氏

- (2) 「温暖化防止とフロン回収の取り組み」

講師：ダイキン工業株式会社空調営業本部技術部  
副参事 吉川雪夫氏



## <平成17年度新役員>

兵庫県フロン回収・処理推進協議会 役員名簿（平成17年6月30日現在）

役職名	氏名	所属団体・役職名
会長	井戸敏三	兵庫県知事
常務理事	山下英世	兵庫県高圧ガス協同組合理事長
常務理事	原田 彰	兵庫県健康生活部環境局長
理事	浅田克己	生活協同組合コ・プこうべ組合長理事
理事	堀江貴雄	社団法人兵庫県空調衛生工業協会会長
理事	大岡久晃	兵庫県高圧ガス協同組合理事保安委員長
理事	芝 富男	社団法人兵庫県産業廃棄物協会会長
理事	藤岡博之	兵庫県自動車リサイクル処理工業会会長
理事	橋本一豊	社団法人兵庫県自動車整備振興会会長

理事	西 和之	兵庫県自動車車体整備協同組合副理事長
理事	多田 哲一	兵庫県自動車電装品整備商工組合理事長
理事	瀧川 泰久	社団法人日本自動車販売協会連合会兵庫県支部支部長
理事	幡井 政子	兵庫県消費者団体連絡協議会会長
理事	松本 稔	兵庫県中古自動車販売商工組合理事長
理事	山下 賢二	兵庫県中古自動車部品協同組合理事長
理事	進藤 隆	兵庫県電機商業組合理事長
理事	笈西 道夫	兵庫県冷凍空調設備工業会会長
理事	矢田 立郎	神戸市長
理事	石見 利勝	姫路市長
理事	白井 文	尼崎市長
監事	山田 知	西宮市長
監事	柳 実郎	淡路広域行政事務組合管理者

## フロン回収破壊法に基づく平成16年度の フロン類の破壊量の集計結果について

平成17年6月28日に経済産業省及び環境省から平成16年度のフロン類の破壊量の集計結果について、報道発表がありました。内容は次のとおりです。

概要：今般「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」（以下「フロン回収破壊法」という。）に基づき、フロン類破壊業者から平成16年度分のフロン類の破壊量等が報告されました。

これを取りまとめたところ、平成16年度のフロン類の破壊量は約2,976トンであり、平成15年の破壊量と比較して約23%の増加となっています。

経済産業省、環境省としては、今後ともフロン類の回収、破壊が徹底するよう、取組を推進してまいります。

本文：1．破壊量等の集計結果

フロン回収破壊法に基づきフロン類破壊業者から報告のあった平成16年度におけるフロン類の破壊量は約2,976トンであり、平成15年度の破壊量と比

較して約23%の増加となった。フロン類の種類別に見ると、CFC（クロロフルオロカーボン）が約954トン、HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）が約1,604トン、HFC（ハイドロフルオロカーボン）が約418トンであった。

## 2. 特定製品別の引取量

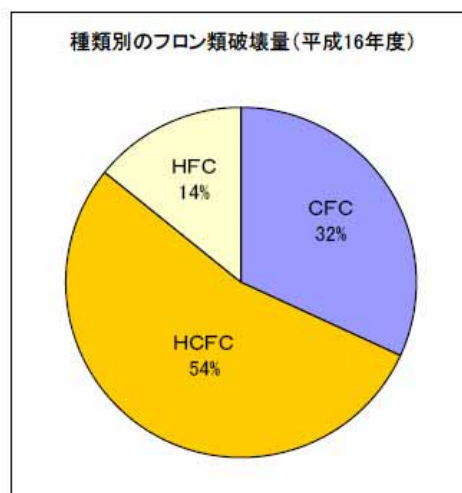
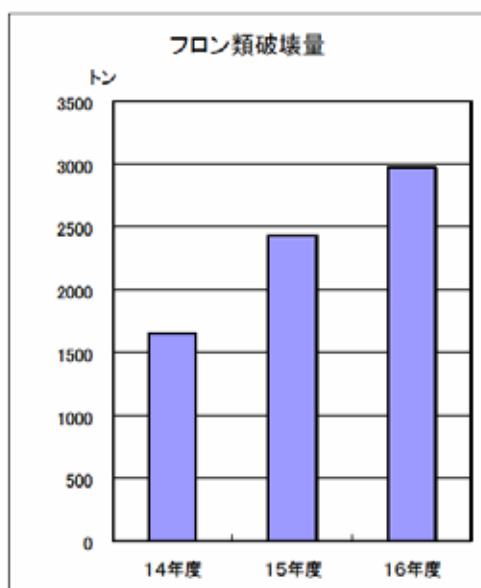
フロン類破壊業者に引き取られたフロン類の量をフロン回収破壊法による特定製品別に見ると、第一種特定製品（業務用冷凍空調機器）が約2,490トンで平成15年度に比べて約23%の増加となった。第二種特定製品（カーエアコン）は約456トンで平成15年度と比べて約10%の増加となった。

カーエアコンからの冷媒フロン類の回収は、平成17年1月から「使用済自動車の再資源化等に関する法律」に基づいて実施されている。

破壊量等の報告の集計結果

（単位kg）

		CFC	HCFC	HFC	合計
15年度末の保管量		10,123	50,513	6,538	67,175
引 取 量	第1種（業務用冷凍空調機器）	718,578	1,575,308	195,901	2,489,787
	第2種（カーエアコン）	235,033	-	221,016	456,048
	合計	953,610	1,575,308	416,917	2,945,835
破壊した量		953,814	1,604,094	418,120	2,976,028
年度末の保管量		9,919	21,727	5,335	36,982



(注) C F C (クロロフルオロカーボン) - いわゆるフロン的一种。冷媒、発泡剤、洗剤等として使用される。オゾン層破壊物質でありモントリオール議定書の削減規制対象物質である。また、強力な温室効果ガスである。

H C F C (ハイドロクロロフルオロカーボン) - いわゆるフロン的一种。オゾン層破壊物質であり、モントリオール議定書の削減規制対象物質である。オゾン層破壊係数はC F Cよりも少ない。強力な温室効果ガスである。

H F C (ハイドロフルオロカーボン) - 代替フロン的一种。オゾン層破壊効果はないものの温室効果ガスであり、京都議定書において削減の対象となっている。

(参考1：平成15年度のフロン類破壊量等の集計結果)

(単位kg)

	CFC	HCFC	HFC	合計
年度当初の保管量	7,436	52,548	2,629	62,613
引き取った量				
第1種(業務用冷凍空調機器)	3,67,151	1,464,625	188,073	2,019,848
第2種(カーエアコン)	262,507	0	339,274	2,433,556
引き取った量の合計	629,658	1,464,625	339,274	2,433,556
破壊した量	626,970	1,466,628	335,364	2,428,962
年度末の保管量	10,123	50,501	6,538	67,162

平成15年度のフロン類の破壊量及び年度末の保管量を誤って報告していた業者があったので、昨年度公表した値を修正し、本表のとおりとした。

小数点未満を四捨五入したため、表中の数値の和は必ずしも合計欄の値に一致しない。

(参考2：今後の予定)

今後、第一種フロン類回収業者(業務用冷凍空調機器関係)及び第二種フロン類回収業者(カーエアコン関係)からの平成16年度におけるフロン類の回収量等が都道府県知事によって集計され、主務大臣(経済産業大臣及び環境大臣)あてにそれぞれ7月末、9月末までに通知されることになっており、これらを取りまとめた上で公表していく予定である。

(参考3：フロン回収破壊法における今回の発表の位置付け)

フロン回収破壊法が第一種特定製品（業務用冷凍空調機器）について平成14年4月から施行され、機器の廃棄時のフロン類の回収・破壊が義務付けられている。第二種特定製品（カーエアコン）については、平成14年10月から施行されてきたが、平成17年1月1日に使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「自動車リサイクル法」という。）が本格施行されたことから、この日より前に引取業者に引き渡された使用済自動車に搭載されていたカーエアコンについてはフロン回収破壊法に基づき、この日以降に引き渡されたものについては自動車リサイクル法に基づき、冷媒フロン類の回収が行われている。

フロン回収破壊法においては、フロン類破壊業者は毎年度、年度終了後45日以内に、前年度に破壊した量等を主務大臣に報告しなければならないとされており（法第34条第3項）、また、主務大臣は、この報告等に関する情報を整理して、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の状況等の情報を公表するものとする（法第46条）。

今般、上記規定に基づき、破壊量等の平成16年度分の報告が行われたので、その集計結果を公表するものである。カーエアコンについては、フロン回収破壊法及び自動車リサイクル法に回収されたフロン類の合計の破壊量等となっている。

なお、平成17年6月現在で、79の破壊業者が主務大臣により許可を受けて、フロン類の破壊を行っている。

(参考4：フロン回収破壊法関係条文)

第34条第3項 フロン回収破壊業者は、主務省令で定めるところにより、フロン類の種類ごとに、毎年度、前年度において破壊した量その他の主務省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

第46条 主務大臣は、第22条第3項の規程による通知又は第34条第3項の規定による報告に係る事項その他この法律の規定により収集された情報を整理して、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の状況その他のフロン類に関する情報を公表するものとする。

## 「チーム・マイナス6%」への参加について

平成17年4月28日に、環境省より【「チーム・マイナス6%」のキックオフについ

て（地球温暖化防止「国民運動」の推進）】と題した記者発表がありました。

チーム・マイナス6%とは、京都議定書による日本の温室効果ガス削減約束の「マイナス6%」達成に向けた国民運動であり、当推進協議会としてもこの運動に参加することとしました。記者発表の主な内容は次のとおりです。

## 本文：1．地球温暖化防止「国民運動」について

地球温暖化問題は経済社会活動、国民生活全般に深く関わるもので、国、地方公共団体、事業者、そして国民一人ひとりが協力して取り組むことが必要です。そこで、京都議定書の発効を契機として、愛・地球博や地球温暖化問題をメインテーマにしたG8サミット、温暖化防止に関する各府省によるイベント・キャンペーン等と効果的に連動し、経済界を始めとする各界と連携しながら、各種メディアを有機的に用いて、地球温暖化の危機的状況を伝えるとともに6つの具体的な温暖化防止の行動\*の実践を促して国民運動を推進する集中キャンペーンを実施します。国民一人ひとりや企業・各種団体が具体的な温室効果ガス削減行動を宣言し、実践していただくことによって、地球温暖化防止の輪を広げていくことを目指すものです。

### \* 6つの具体的な温暖化防止の行動の呼びかけ

- ・冷房は28度に設定しよう（温度調整で減らそう）
- ・蛇口はこまめにしめよう（水道の使い方減らそう）
- ・エコ製品を選んで買おう（商品の選び方で減らそう）
- ・アイドリングをなくそう（自動車の使い方減らそう）
- ・過剰包装を断ろう（買い物とゴミで減らそう）
- ・コンセントをこまめに抜こう（電機の使い方減らそう）

## 2．「チーム・マイナス6%」について

地球温暖化防止「国民運動」の愛称を「チーム・マイナス6%」としました。「チーム・マイナス6%」とは、京都議定書による我が国の温室効果ガス削減約束である“マイナス6%”の達成に向けて、個々人で行動するのではなく、みんなで一つの“チーム”のように力を合わせ、チームワークの意識を持って、みんなで一丸となって地球温暖化防止に立ち向かうことをコンセプトとしたものです。

チームリーダーは、小泉純一郎内閣総理大臣（地球温暖化対策推進本部長）で、運営事務局は、環境省の地球環境局、その下に「チーム・マイナス6%」運営事務局を設置しています。

### 3. ロゴマークについて

地球温暖化対策推進本部において、地球温暖化防止の国民運動の推進に関し行政、事業者、国民が一丸となって取り組むシンボルとして“ロゴマーク”が決定されました。

このロゴマークはこのページの中程に使用しているものです

### 4. 「チーム・マイナス6%」への参加方法

「チーム・マイナス6%」のチームメンバーの登録窓口、交流の場として、専用のホームページを開設します。

<http://www.team-6.jp>

#### 事務局だより

このたび兵庫県環境局では、4月1日付けをもって、次のとおり人事異動がありました。

環境局長（常務理事）	原 田 彰	変 更 な し
大気課長（事務局長）	阿 多 修	変 更 な し
大気課主幹兼管理係長 （出納員）	大 西 隆 政	太 田 吉 人
大気課課長補佐兼地球 環境係長（事務局次長）	柴 田 剛	変 更 な し
大気課地球環境係員	（旧）清 水 伸一郎	（新）永 田 圭 吾
同	櫻 間 知 章	変 更 な し
同	（旧）渡 邊 好 信	（新）藤 田 典 子

旧メンバーにおきましては、会員の皆様方には大変な御支援をいただき厚く御礼申し上げますとともに、新メンバーについても今後ともよろしく申し上げます。

## 兵庫県フロン回収・処理推進協議会

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5 - 10 - 1（兵庫県健康生活部環境局大気課内）

TEL (078) 362 - 3284 FAX (078) 362 - 3966

<http://www.bekkoame.ne.jp/ro/fron>